

太陽光発電等による

売電収入がある方へ

自宅等に太陽光発電設備を設置し、余剰電力、または電力の全量を電力会社に売却している場合、その売電収入の所得金額について所得税の確定申告または市・県民税の申告をする必要があります。

1 売電所得の計算方法

$$\text{売電所得} = \text{売電収入} - \text{必要経費}$$

売電収入…太陽光発電等の電力を電力会社へ売って得た収入で、1月から12月までに支払われた金額の合計

必要経費…※リースの場合 1年間に支払ったリース料の合計×売電割合

※購入設置の場合（減価償却費＋その他必要経費）×売電割合

減価償却費

取得費（購入費－補助金等）×0.059（太陽光発電設備の償却率）
×償却月数（その年の所有月数）÷12

その他必要経費

太陽光発電設備購入に係る借入金の利息など

売電割合

太陽光発電設備で発電した総発電量に対する売電量の割合
（全量売電の場合は1）

2 申告について

売電所得が黒字の場合は、売電所得以外の所得と併せて、確定申告または市・県民税の申告をする必要があります。売電所得が20万円以下で確定申告が不要な場合（売電所得以外の所得が、「年末調整済の給与」のみ等）であっても、**市・県民税の申告は必要です**。ただし、確定申告で売電所得の申告をした場合は、あらためて市・県民税の申告をする必要はありません。

また、個人（住宅用）の太陽光発電設備であっても、発電出力が10kW以上のものは、**固定資産税（償却資産）の申告が必要となる場合があります**。

問い合わせ先

売電所得・・・鳥取市役所市民税課

電話 0857-30-8147

償却資産・・・鳥取市役所固定資産税課

電話 0857-30-8156